

保存版

日本大学第三学園生徒支援会

会則・細則

令和5年6月10日発行

日本大学第三学園生徒支援会会則

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 この会は、日本大学第三学園生徒支援会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は日本大学第三学園（以下「本学園」という）内に置く。

第2章 目的及び活動

(目的)

第3条 本会は本学園と日本大学第三中学校・高等学校（以下「本校」という）に在籍する生徒の家庭との連絡を通して、生徒の健全な育成を図ると共に、生徒の学習活動等を支援することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ア. 家庭・本学園・社会における生徒の生活環境の改善向上をはかる。
 - イ. 学校行事に対する協力をする。
 - ウ. 会員相互の理解を深め親睦をはかる。
 - エ. 教職員の研修に関する援助をする。
 - オ. その他本会の目的達成に必要な活動を行う。
2. 本会の活動では、次の活動を禁止する。
- ア. 特定の政党や宗教に偏った役員選出及び活動
 - イ. 営利を目的とした活動
 - ウ. 目的に照らし合わせた、学園の人事や管理事項等への干渉

第3章 会員及び役員、幹事

(会員)

第5条 本会の会員資格要件は、次の通りとする。

- ア. 本校に在籍する生徒の保護者又はこれに替わる親権者（以下「保護者等」という）
 - イ. 本学園の教職員
 - ウ. 本校の卒業生の保護者又は本学園の退職者（以下「賛同会員」という）。
- ただし、賛同会員に該当する者の入会については、役員会で決定する。

(会員の義務と権利)

第6条 本会の会員は、全て平等の義務と権利を有する。

(役員)

第7条 本会の役員は次の通りとする。

- ア. 会長1名、副会長2名、理事5名（うち2名は教職員会員）、書記2名、会計2名（う

ち1名は教職員会員）及び監事2名（うち1名は教職員会員）を選出する。

- イ. 保護者等会員の場合は、会員の推薦、互選又は立候補により、教職員会員については理事長の推薦により候補者を選出し、定期総会において決定する。
- ウ. 会長、副会長は高校保護者等会員から選出する。
- エ. 役員は兼任することができない。
- オ. 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- カ. 次年度の新役員が決定されるまで、役員は本会の運営を継続して行う。
- キ. 役員に欠員が生じた場合には、第20条の幹事会選出による役員候補を踏まえて、現役員にて欠員となった役員を決めることができる。
- ク. 補欠による役員の任期は前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第8条 役員の任務は次の通りとする。

- ア. 会長は、会務を統括し、本会を代表する。また、総会を招集し、必要に応じて、役員会、幹事会を招集し会務を総理する。
- イ. 副会長は会長を補佐し、会長が出席できないときはその職務を代行する。
- ウ. 書記は、会長の指示に従って本会の庶務を行い、議事ならびに活動に関する重要事項を記録保管し、集会のあるときは案内を通達する。
- エ. 会計は、総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理し、監査を経て定期総会で会計報告する。なお、本会の財産を管理し、事務記録及び会計簿は本学園内に保管し、会員の閲覧に供せるようにする。
- オ. 監事は、本会の活動と会計事務を監査し、その意見を定期総会において報告する。

（幹事）

第9条 本会の幹事は次の通りとする。

- ア. 各学年の学級数に応じた数の幹事を置く。
- イ. 幹事は学級担任の推薦又は会員の自薦若しくは他薦により選出する。
- ウ. 幹事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- エ. 高校三年生の幹事は、生徒の卒業でその資格を失うものとする。

（幹事の任務）

第10条 幹事は本会の役員と会員との連絡協議を行い、活動を補佐する。

第4章 顧問

（顧問）

第11条 本校の校長、副校長は顧問として、全ての会議に出席し、意見を述べるができる。

第5章 会議

（会議）

第12条 本会の会議は総会、役員会、幹事会、委員会、その他会長が必要と認めるものとする。

(総会)

第13条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関とする。

(総会の種類と開催時期)

第14条 総会には定期総会と臨時総会を設け、定期総会は年度初めに開催する。

2. 総会の招集は書面又は電磁的方法(WEB サイト等)により通知する。

(臨時総会の開催要件)

第15条 臨時総会は役員会が必要と認めたとき、又は会員総数の五分の一以上の要求があったときには

開催しなければならない。

(定期総会の審議事項)

第16条 定期総会においては次の事項を行う。

- ア. 活動報告
- イ. 収支決算報告と承認
- ウ. 活動計画案及び収支予算案の承認
- エ. 会則の改廃の承認
- オ. 役員改選の承認
- カ. その他必要と認める事項

(総会の成立と議決要件)

第17条 総会は会員総数の三分の一以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成によって

決定する。ただし、委任状をもって出席にあてることができる。賛否同数の場合は、議長に決を一任する。

- 2. 総会は災害や感染症拡大等、やむを得ない事情により WEB 会議システム等を使用した開催、もしくは総会は開催せず書面又は電磁的方法 (WEB アンケート等) により表決できるものとする。
- 3. 会員は総会が開催されなかった場合、書面又は電磁的方法 (WEB アンケート等) により総会議案に対する質問をすることができる。この場合において会長は速やかに回答しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は前会長が務める。ただし、新会長承認後は、新会長が議長を務める。議長は議事録署名人2名を指名する。

(役員会)

第19条 役員会は会長が必要と認めたときは、随時これを招集し、次の事項を行う。

- ア. 活動計画の審議
- イ. 決算・予算の審議
- ウ. 会則の改廃、役員の改選、その他総会に提出すべき議案の審議
- エ. 幹事会に関する事項の審議
- オ. 必要あるときは、委員会等の設置
- カ. 総会により委任された事項、及びその他緊急事項の処理

(幹事会)

第20条 幹事は幹事会を組織する。幹事会は本会役員がその数を充足できなかった場合、その欠員の役員候補を選出する。

(委員会)

第21条 第19条第1項第オ号の規定により、委員会を置くことができる。委員会の目的及び構成は別に定める。

(父母の会)

第22条 第19条第1項第オ号の規定により、東京都私立中学高等学校父母の会第8支部連合会（以下「父母の会」という）を置くことができる。父母の会の目的及び構成は別に定める。

(委員会の任務)

- 第23条 委員会は必要に応じて随時開催し、次の事項について連絡協議を行う。
- ア. 会員との連絡
 - イ. 本校活動の補佐
 - ウ. その他会長が必要と認める事項の審議

第6章 会計・経理

(活動経費)

第24条 本会の活動経費は、会費、寄付及びその他の収入によって支弁する。

(会費)

第25条 会費の納入については次の通りとする。

- ア. 保護者等会員は、月額1,500円の会費を納めるものとする。ただし、特別の条件のあるものに対しては、会費の減額又は免除をすることができ、その承認決定は役員会が行う。
- イ. 教職員会員の会費は、保護者等会員の半額とする。
- ウ. 賛同会員の会費は、役員会の議を経てその都度定める。

(会費の返還)

第26条 既納の会費は、退会等により会員の資格がなくなった時、翌月以降の会費を返還す

(資産の使用目的)

第27条 本会の資産は、第3条の目的以外に使用してはならない。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第7章 個人情報の取扱い

(個人情報の取扱い)

第29条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得、利用及び管理については、本学園「特定個人情報取扱規程」の定めに準ずることとする。

第8章 細則

(細則の制定)

第30条 役員会は本会の運営に関して、必要な細則を定めることができる。

(細則の報告義務)

第31条 役員会は細則を制定又は改廃した場合には、次期総会に報告しなければならない。

附則

第1条 奨学金については別に定める。

第2条 慶弔費については別に定める。

この会則は、平成22年5月29日に制定する。

この会則は、平成23年5月28日から改正する。

この会則は、平成25年6月2日から改正する。

この会則は、平成30年6月2日から改正する。

この会則は、令和3年6月12日から改正する。

日本大学第三学園生徒支援会細則

1. 生徒支援会の委員会の目的及び委員の構成に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本会会則第21条の規定に基づき、本会の委員会について、必要事項を定める。

(委員会の構成)

第2条 本会会長（以下「会長」という）が役員会の承認を経て必要な委員会を設ける。委員は幹事から選出する。

(委員会の役員)

第3条 各委員会は委員長1名、副委員長1名、会計1名、書記1名を選出する。

(生徒支援会役員の参加)

第4条 各委員会には、本会役員が少なくとも1名所属する。

(教職員会員の参加)

第5条 各委員会には、それぞれ教職員1から2名を加える。

(ボランティアの参加)

第6条 各委員長は、必要に応じて会員からボランティアを募り活動を行う。

(会計)

第7条 活動経費は、定期総会で承認された予算に基づいて会計処理を行い、役員会で承認を受ける。

附則

この細則は、平成23年5月28日から施行する。

この細則は、平成30年6月2日から改正する。

2. 東京都私立中学高等学校父母の会第8支部連合会に関する細則

(目的)

第1条 父母の会の活動は、東京都私立中学高等学校協会（以下「協会」という）第8支部ならびに加盟各学校と緊密なる連絡を取り、常に協会と一体となって、私学振興運動に努め、もって、私立中学高等学校教育の充実発展に寄与することを目的とする。

(理事・評議員の選出)

第2条 本会幹事より父母の会の理事3名、評議員3名を選出する。

(会合及び大会への参加)

第3条 理事・評議員は協会第8支部が主催する会合及び大会等並びに、父母の会が主催する会合・大会等に参加する。

附則

この細則は、平成30年6月2日から施行する。

3. 慶弔費に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、本会会則附則第2条の規定に基づき、本会慶弔費について必要事項を定める。

(資金)

第2条 この細則に掲げる慶弔費は、本会の予算をもって充てる。

(弔慰費)

第3条 慶弔費は次の通り定める。

- | | |
|---|---------|
| ア. 教職員会員を除く会員及び生徒の死亡 | 10,000円 |
| イ. 教職員会員の死亡 | 10,000円 |
| ウ. 教職員及び教職員配偶者の出産に際しての祝い金 | 10,000円 |
| エ. 特別の事情（教職員会員の結婚、出産等）があるときは、役員会の議を経てその都度定める。 | |

附則

この細則は、平成23年5月28日から施行する。

この細則は、平成30年6月2日から改正する。

この細則は、令和5年6月10日から改正する。

4. 日本大学第三学園生徒支援会奨学金給付に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、本会会則附則第1条の規定に基づき、本会奨学金（以下「奨学金」という）給付についての必要事項を定める。

(資金)

第2条 この細則に掲げる奨学金は、本会の予算をもって充てる。

(奨学金)

第3条 この細則に基づき奨学金を受ける者を本会奨学生（以下「奨学生」という）という。

(資格)

第4条 奨学生は、本校に在籍する生徒で、次の条件を備えている者とする。

- ア. 経済的理由により、学費の支弁が困難になった者
- イ. 特待生又は学費の免除されていない者

(事務取扱)

第5条 奨学生の募集等に関する事務については、本学園の事務部に委託する。

(募集及び申請)

第6条 奨学生の募集及び申請は、毎年6月1日以降随時受付ける。

(申込手続)

第7条 奨学金の給付を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添付して、校長に願い出るものとする。

- ア. 学費支弁者の所得証明（住民税課税証明書等）、及び経済状況を証する文書
- イ. その他、第8条に定める委員会が必要と認める書類

(委員会)

第8条 奨学生の候補者の選考その他諸事項を審議するため、奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

(選考委員会の構成)

第9条 選考委員会は、次の者をもって構成する。

- ア. 校長
- イ. 副校長
- ウ. 事務部部长
- エ. 事務部次長

(選考委員会)

第10条 選考委員会の委員長は、校長とする。

- 2. 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(選考委員会の招集)

第11条 選考委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(選考委員の任期)

第12条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2. 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とし、補充が行われたときは、速やかに会長に報告する。

(選考決定)

第13条 奨学生は、選考委員会において推薦された候補者について、会長の承認を得て決定する。

(報告)

第14条 前条の決定について、会長は総会に報告しなければならない。

(奨学生の異動)

第15条 校長は、次の各号に掲げる奨学生の異動について、速やかに会長に報告しなければならない。

- ア. 休学又は退学したとき。
- イ. 学則に違反する行為があったとき。
- ウ. 学業成績又は操行が著しく不良となったとき。
- エ. 資格条件に該当しなくなったとき。

(給付額)

第16条 奨学金の給付額は年額上限20万円とし、学費の支払いに充当するものとする。

(給付期間及び時期)

第17条 奨学金の給付は、当該年度一か年とする。ただし、再選考を妨げない。また、奨学金の給

付時期は原則として毎年7月1日以降とし、決定の都度、給付する。

(給付停止及び返還)

第18条 会長は、第15条による異動報告について、奨学生を不適格と認めた場合には、奨学金の給付を停止、又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(給付の復活)

第19条 前条の規定に基づいて、休学による給付の停止を受けた者が復学したときは、本人及び保護者からの願い出により、給付を復活することができる。

(予算・決算)

第20条 奨学金は、毎年度の予算・決算に計上するものとする。

(その他)

第21条 奨学金給付に関するその他の必要事項は、会長が、校長との協議の上決定する。

附則

この細則は、平成30年6月 2日から施行する。